

広報たかはま有料広告及び
高浜市ホームページバナー広告取扱業務

入札説明書

令和7年2月13日

高浜市総務部財務グループ

目次

1	入札の流れ	．．． 2 ページ
2	業務内容、期間	．．． 2 ページ
3	入札参加資格	．．． 2 ページ
4	参加申込	．．． 3 ページ
5	質問の受付	．．． 4 ページ
6	入札	．．． 4 ページ
7	開札	．．． 5 ページ
8	落札者の公表	．．． 6 ページ
9	契約の締結	．．． 6 ページ
10	広告掲載料	．．． 6 ページ
11	問い合わせ先	．．． 6 ページ

1 入札の流れ

入札説明書等の配布

令和7年2月13日（木）～2月26日（水）

高浜市役所総務部財務グループ窓口（2階）で配布するほか、高浜市公式ホームページからもダウンロードできます。※郵送での請求・配布は行いません。



入札参加申込書の提出

令和7年2月13日（木）～2月26日（水）（午前9時～午後5時）

入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類を財務グループまで持参または郵送（2月26日必着）してください。

なお入札に参加する場合は、入札参加申込書提出締切日の2月26日（水）までに、「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登載されている必要があります。



入札の実施

日時 令和7年3月10日（月）午後3時30分

場所 高浜市役所本庁舎2階会議室

入札書に必要事項を記入の上押印し、封筒に入れて持参してください。



開札

入札終了後、直ちに開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低制限予定価格以上で、最高の価格の入札をした方を落札者とします。

開札をした場合に予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を2回を限度として行います。



契約締結

令和7年4月1日（火）に契約締結予定です。

2 業務の内容、期間

仕様書のとおり。

3 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（2）入札参加申込書提出締切日までに、「あいち電子調達共同システム（物品等）」におい

- て、令和 6・7 年度高浜市競争入札参加有資格者名簿に掲載されていること。
- (3) 入札公告の日から過去 3 年以内に国又は他の地方公共団体（公社及び公団を含む。）と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有する者であること。
 - (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年第 87 号）第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による会社の整理の開始を命じられている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てをなされている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
 - (7) 入札参加申込書の提出の日から入札日までの間に高浜市工事等請負契約に係る入札参加停止取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
 - (8) この公告の日から開札の日までの期間において、「高浜市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 4 月 1 日施行）（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (9) 本市に納める市税等、料金に未納がないこと。

4 参加申込

- (1) 申込期間
令和 7 年 2 月 13 日（木）～2 月 26 日（水）（土・日曜日、祝日を除く。）
- (2) 申込時間 午前 9 時～午後 5 時
- (3) 申込場所
高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市役所本庁舎 2 階 総務部財務グループ窓口
- (4) 申込方法
持参または郵送（2 月 26 日必着）
※電子メール又は F A X では、受付はしません。
- (5) 申込書類
 - ア 一般競争入札参加申込書（様式 1）
 - イ 入札公告の日から過去 3 年以内に国又は他の地方公共団体（公社及び公団を含む。）と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有することを証する書類（契約書の写し、発注者からの履行証明書等）

5 質問の受付

- (1) 質問は、電子メールにて受け付けます。質問書（様式は任意とする。質問はメール本文または添付ファイルに記載すること。添付ファイルはワード・エクセルいずれも可）を財務グループへ電子メールにて提出することとし、件名は「入札に関する質問__ 7 高財入第2号__広報たかはま有料広告及び高浜市ホームページバナー広告取扱業務委託」としてください。
- (2) 質問書の提出期限 令和7年2月26日（水）午後5時まで
- (3) 質問書の提出先 高浜市総務部財務グループ：zaimu@city.takahama.lg.jp
- (4) 回答公開日 令和7年3月3日（月）
- (5) 回答公開方法 質問の回答は市ホームページに掲載します。

6 入札

- (1) 入札日時
令和7年3月10日（月） 午後3時30分
- (2) 入札場所
高浜市役所本庁舎2階会議室
※5分前には入室してください。
- (3) 入札書
 - ア 指定の入札書（様式2）を使用してください。
 - イ 入札金額は、仕様書に記載の業務内容を執行するために広告枠を買い取る際の総額を税抜きで記載してください。なお、契約金額は入札書に記載された金額に契約締結日に適用される消費税額及び地方消費税額を加算した金額（1円未満の端数切捨て）とします。
 - ウ 提出した入札書は、書き換えもしくは引き換え又は撤回はできません。
 - エ 入札書の金額記入欄において使用する文字はアラビア数字を用いてください。
 - オ 入札は入札書（様式2）を封筒に入れ封印し、件名、入札日時、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に記載してください。

<封筒記入例>

表

件名	広報たかはま有料広告及び高浜市ホームページバナー広告取扱業務委託
入札日時	令和7年3月10日（月） 午後3時30分

裏

印	印	印
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
株式会社〇〇		
代表取締役 〇〇〇(印)		

カ 上記ア～エに違反する入札及び下記表 1 の項目に該当する入札は無効とします。

表 1

- | |
|----------------------------------|
| (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札 |
| (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札 |
| (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札 |
| (4) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札 |
| (5) 他人の代理を兼ね、又は 2 以上の代理をした者に係る入札 |
| (6) 委任状を持参しない代理人のした入札 |
| (7) 記名及び押印のない入札 |
| (8) 入札書の記載事項が確認できない入札 |
| (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札 |
| (10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札 |

(4) 委任状（代理人が入札する場合）

代理人が入札する場合は、委任状（様式 3）が必要となります。高浜市公式ホームページからダウンロードし、記載の上入札書とともに提出してください。

(5) 入札の辞退

一般競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式 4）を高浜市公式ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、入札日時までに提出してください。

(6) 入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。その場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、高浜市は補償の責を負いません。

(7) 入札保証金

免除

7 開札

- (1) 開札は、入札会場において、入札の終了後ただちに入札者の面前で行います。なお開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行います。

- (2) 開札の結果、入札者のうち、最低制限予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とします。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度入札を、2回を限度として行います。ただし、初度入札で無効とされた者及び失格となった者は再度入札に参加することはできないものとします。
- (3) 最高価格の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引き、落札者を決定します。

8 落札者の公表

入札結果は、落札者名及び落札金額を高浜市公式ホームページにて公表します。

9 契約の締結

- (1) 契約締結予定日
令和7年4月1日（火）
- (2) 契約時の注意事項
ア 契約書を作成次第、高浜市より連絡します。
イ 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者負担とします。
- (3) 契約保証金
免除

10 広告掲載料

広告掲載料は仕様書の定めるとおり納付してください。

11 問い合わせ先

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所本庁舎 2階 総務部財務グループ

電話 0566-95-9509

FAX 0566-52-1110

高浜市公式ホームページ <http://www.city.takahama.lg.jp/>